

債とあること) 一たふに令收は翌日、一最低収入男之金二十五日、二前借は断して不可能、尚之に意せり、日ハ豫告手出十日分と与へて全貸解雇とす、且回答した職工傷は五々に先記要求亦不項を追加して、一解雇手出金之件(一年未満は十五日分、一年以上一年未満を増す毎に十分分)と要利した

六月一日起にわつて令收借付 一最低収入要求あり
 二前借金毎月男之金十日女之金五日 三解雇手出金之件 一年未満三十分 一年以上一年未満三十分毎に十分分 但し支給日份標準額は好景気時代の最吉日收を計算す曰、争議手考一〇一人

七十五名高他に控束の十二時分を十時台に改め之論議備を完備する事の回答とすへ、争議は解決を先廿六月二日入向就業した尚当工協職之は全及本組念に加盟し完全なる労付之相とあつた

争議

原因 方の五、五、三若杉足袋ン出工向を賃賃銀三割位下発表表次は七月三日より一月十日の休業を宣言した結果 職工の最吉日收は平均 十三、四、五、十以下の名大多数を区別のこととあつた
 経過 従業員は七月三日委員会を召集して、一、貸銀は従前通りとすること、二、休日を先一才より曜日にとり、三、労働要求をしたが令收は之を拒絶し大勢の同職業者を誘ひし、(多少地方評議會の応援を以て代表